

武蔵野市庁舎市民課ロビーにおける公衆無線 LAN の利用をされる方は、以下の規約に同意されたものとみなします。

武蔵野市庁舎市民課ロビー 公衆無線 LAN 利用規約

(目的)

第1条 本規約は、市民課キャッシュレス決済の利便性向上、市役所を利用する市民及び来訪者の利便性の向上を図ることを目的として、武蔵野市（以下「市」という。）が整備した公衆無線 LAN によるインターネット接続環境（以下「本サービス」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 本規約でいう利用者とは、本サービスを利用する市民及び来訪者をいう。

(サービスの内容)

第3条 利用者は、本サービスを利用してインターネットに接続することができる。

2 接続のための SSID とパスワードは、市が指定する。

3 本サービスの利用料は無料とする。

(本サービスの利用)

第4条 利用者は、本サービスの利用に際し、本規約に同意し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）その他関係法令等を遵守しなければならない。

2 利用者は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、供給電源等を準備するものとする。

3 本サービスを利用するための通信機器等の設定、操作は利用者が行うものとする。

4 本サービスへ接続する通信機器のセキュリティ対策等の必要な対策は、利用者が行うものとする。

5 利用者は、他者の迷惑とならないよう配慮して本サービスを利用するものとする。

(利用場所及び利用時間)

第5条 本サービスが利用可能な場所は市民課ロビーとし、利用時間は原則として窓口受付時間内とする。

(禁止事項)

第6条 利用者は、本サービスを通じて次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 他者の著作権やその他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為

(2) 他者の財産やプライバシーを侵害する行為又はそのおそれのある行為

(3) 前2号に掲げる行為のほか、他者に不利益や損害を与える行為又はそのおそれのある行為

る行為

- (4) 誹謗中傷する行為
- (5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
- (7) 性風俗、宗教性風俗、宗教又は政治に関する活動政治に関する活動
- (8) ユーザ ID 及びパスワードを不正に使用する行為
- (9) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを提供する行為
- (10) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で特定又は不特定多数にメール送信する行為
- (11) ファイル共有ソフト等を使用し大量のデータを送受信する行為
- (12) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、又は違反するおそれのある行為

2 利用者が禁止事項に該当する行為を行うことによって他者に損害を生じさせた場合は、当該利用者の責任と費用負担で解決するものとし、市は一切の責任を負わないものとする。
(利用の中止)

第7条 利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、市は事前に通告することなく直ちに当該利用者の利用を中止することができるものとする。

- (1) 本規約に違反した場合
- (2) 庁舎管理上、庁舎管理者が必要と認める措置に従わない場合

(運用の停止)

第8条 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を停止できるものとする。

- (1) 本サービスのシステムの保守又は工事を行う場合
- (2) 地震、火災、停電その他の非常事態等により、本サービスの運用が通常どおり行うことができない場合
- (3) 本サービスの提供に係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
- (4) その他市が本サービスの一時的な中断が必要と判断した場合

(個人情報)

第9条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するとともに、国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合を除き、個人データを第三者に提供しないものとする。

(免責事項)

第10条 市は、利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

2 本サービスの提供に際し、利用者の通信機器等がコンピュータウイルス感染等による

被害、データの破損、漏洩、その他本サービスに関連して発生した利用者の損害について、市は一切の責任を負わないものとする。

3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、市は一切の責任を負わないものとする。

4 利用者が本サービスへ接続しようとする通信機器の構成や設定等その他の理由により本サービスを利用できない場合があっても、市は一切の責任を負わないものとする。

5 利用者が本サービスを利用したことにより、他者との間に生じた紛争等について、市は一切の責任を負わないものとする。

6 市が特定のサイトへの接続を制限するフィルタリングを実施したことにより、当該サイトを閲覧できないことによる不利益が生じても、市は一切の責任を負わないものとする。

7 市は、利用者の承諾を得ることなく、本サービスの内容を変更することができるものとする。

(利用規約の変更)

第 11 条 市は、利用者の承諾を得ることなく、本規約を変更することができるものとする。

付 則

この規約は、令和 6 年 3 月 27 日から施行する。